



熊 賃 審 発 第 2 3 号
令 和 7 年 10 月 30 日

熊本労働局長
金谷 雅也 殿

熊本地方最低賃金審議会
会長 倉田 賀世

熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報
通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年9月22日付け熊労発基0922第3号をもって貴職から
諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結
論に達したので答申する。

熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
熊本県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、
情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主
要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業
又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う巻線、組
線、かしめ、洗浄、取付け、はんだ付け、バリ取り、選別、検査、包装、
袋詰め、箱詰め又はこん包の業務（これらの業務のうち流れ作業で行
う業務を除く。）
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,063円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和8年1月1日